

新旧対照表

※取り消し線は削除箇所を、下線は加筆箇所を示す。

項目	旧	新
	スターティアリード ネットワーク機器保守サービス利用規約（以下「本規約」といいます）は、スターティアリード株式会社（以下「当社」といいます）が提供するネットワーク機器の保守サービスに適用されます。 なお、当社が本規約を変更しようとするときは、当社のホームページに掲載する等の方法により、1ヶ月以上前に本サービスの契約者（以下、「契約者」といいます）に対して告知するものとし、 ただし、本規約の変更の内容が誤字や脱字の修正等の軽微な変更、又は契約者の一般の利益に適合する ような内容である 場合、当社は直ちに本規約を変更することが できるものとし ます。	<u>この</u> スターティアリード ネットワーク機器保守サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）は、スターティアリード株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するネットワーク機器の保守サービスに適用されます。当社が本規約を変更するときは、 <u>1ヶ月以上前に</u> 当社のホームページに掲載 <u>して公表します</u> 。ただし、本規約の変更の内容が誤字や脱字の修正等の軽微な変更、又は契約者の一般の利益に適合する場合 <u>は</u> 、当社は直ちに本規約を変更することが <u>できます</u> 。
第 1 条	1. 本規約の適用対象となるサービス（以下総称して「本サービス」といいます。）の名称及び保守の方法は以下の各号のとおり とします。 2. 当社は本サービスの利用条件を本規約 にて 定めます。 3. 本サービスの対象となる機器（以下「対象機器」といいます。）は、本サービスの申込書に記載のとおり とします。 4. 当社及び契約者は、本規約を誠実に遵守 するものとします。	1. 本規約の適用対象となるサービス（以下総称して「本サービス」といいます。）の名称及び保守の方法は以下の各号のとおり <u>です</u>。 2. 当社は本サービスの利用条件を本規約 <u>で</u> 定めます。 3. 本サービスの対象となる機器（以下「対象機器」といいます。）は、本サービスの申込書 <u>（以下「本申込書」といいます。）</u> に記載のとおり <u>です</u>。 4. 当社及び契約者は、本規約を誠実に遵守します。
第 2 条	2. 契約者は、平日の 9 時から 18 時まで、以下の各号のサポートを受けることができます。契約者が時間外に、以下の各号のサポートを受けるときは、別途、追加費用を当社に 支払うものとします。 3. 当社が対象機器にリモート接続することができない場合、契約者は 前項 第 2 号及び第 3 号のサポートを 受けられないものとします。	2. 契約者は、平日の 9 時から 18 時まで、以下の各号のサポートを受けることができます。契約者が時間外に、以下の各号のサポートを受けるときは、別途、追加費用を当社に <u>支払います</u>。 3. <u>Check Point Software Technologies Ltd.の Harmony SASE（以下「SASE」といいます。）プランの契約者は、平日の 9 時から 18 時まで、次の各号の範囲内で当該プラン向けのソフトウェア又はクラウドサービスについての電話問い合わせのサポートを受けることができます。</u> <u>(1) ソフトウェア及びクラウドサービスの利用方法</u> <u>(2) 通信障害時の切り分け及びログ調査</u> 4. 当社が対象機器にリモート接続することができない場合、契約者は <u>第 2 項</u> 第 2 号及び第 3 号 <u>並びに前項</u> のサポートを <u>受けることができません</u>。
第 3 条	第 3 条（オンサイト保守） 1. GateCare の契約者は、次の各号 の オンサイト保守を受けることが できるものとします。 (1) 当社は、電子メールによる障害通知を希望した契約者に対して、対象機器の障害監視を実施 し、障害検知時に電子メール にて 契約者に通知します。 (2) 当社は、電話による障害通知を希望した契約者に対して、 対象機器の障害監視を実施し、障害検知時に電話にて契約者に通知します。（電話通知は 平日の 9 時から 18 時まで とします。また、NTT、インターネットプロバイダその他の電気通信事業者の大規模障害発生時等、 電話通知できない場合 があるものとします。） (3) 当社は、対象機器の障害発生時に技術員を派遣して対象機器の交換 及び当該交換に必要な範囲内の各種設定 作業を行います。（対応時間は、24 時間 365 日とします） 2. 前項第 1 号及び第 2 号の障害監視の対象は、固定 IP アドレスが設定されている対象機器 とし、動的 IP アドレスが設定されている対象機器は障害監視の対象外 となります。 3. 次の各号の場合、当社は、オンサイト保守を実施できないことがあります。契約者がこれらの場合に において オンサイト保守の提供を 受けようとする ときは、都度当社の承諾を 要するものとし、別途見積りにより当社に費用を 支払うものとします。	第 3 条（<u>GateCare の対象機器の障害通知及び</u>オンサイト保守） 1. GateCare の契約者は、次の各号 <u>に定める障害通知及び</u> オンサイト保守を受けることが <u>できます</u>。 (1) 当社は、電子メールによる障害通知を希望した契約者に対して、対象機器の障害監視を実施 <u>して</u>、障害検知時に電子メール <u>で</u> 契約者に通知します。 (2) 当社は、電話による障害通知を希望した契約者に対して、平日の 9 時から 18 時までの <u>間に発生した障害に限り、電話で障害（発生認識後速やかに復旧した障害を除きます。）が発生したことを通知します。ただし、対象時間内であっても、当社は、NTT、インターネットプロバイダその他の電気通信事業者の大規模障害発生等により契約者に</u> 電話通知できない場合 <u>があります</u>。 (3) 当社は、対象機器の障害発生時に技術員を派遣して対象機器の交換作業を行います。（対応時間は、24 時間 365 日とします。） 2. 前項第 1 号及び第 2 号の障害監視の対象は、固定 IP アドレスが設定されている対象機器 <u>です</u>。動的 IP アドレスが設定されている対象機器は障害監視の対象外 <u>です</u>。 3. 次の各号の場合、当社は、オンサイト保守を実施できないことがあります。契約者がこれらの場合にオンサイト保守の提供を <u>受ける</u> ときは、都度当社の承諾を <u>受けて</u>、別途見積りにより当社に <u>追加費用を支払います</u>。
	(3) 当社が作業場所に立ち入るために、契約者もしくは第三者に開錠を求め、又は特に立入りの許可を 得なければならない 場合 (4) 当社が作業を実施するために、配電盤その他の機械、建具又は什器等の設置物を移動 し 加工 しなければならない 場合	(3) 当社が作業場所に立ち入るために、契約者もしくは第三者に開錠を求め、又は特に立入りの許可を <u>得必要がある</u> 場合 (4) 当社が作業を実施するために、配電盤その他の機械、建具又は什器等の設置物を移動 <u>又は加工する必要がある</u> 場合
第 4 条		第 4 条（<u>GateCare の対象機器のライセンス</u>） 1. <u>サポートライセンス等とは、メーカーが定める対象機器のサポート又はセキュリティ機能</u>

		等の提供を受けることができるライセンスで、対象機器に付属しているものをいいます。 サポートライセンス等は、対象機器のメーカーから契約者に直接付与されます。 2. <u>GateCare の対象機器にサポートライセンス等が付属している場合、次の各号の規定が適用されます。</u> (1) <u>商品の料金には、対象機器の料金と初回のライセンス期間に係るサポートライセンス等の料金が含まれています。</u> (2) <u>サポートライセンス等の初回のライセンス期間の更新手続きは、次のアからウに規定されるとおりです。</u> ア <u>当社は、ライセンス期間満了日の 2 ヶ月前までに、契約者に更新の案内通知を送信します。</u> イ <u>ライセンス期間満了日の 1 ヶ月前までに、契約者及び当社のいずれからも相手方に対して本契約終了又は契約条項改訂の意思表示がなかった場合、サポートライセンス等は前アの通知に記載された条件で自動的に更新され、以後も同様とします。</u> ウ <u>契約者は、更新ライセンス料として、前アの通知に記載された金額を当社に支払います。</u> (3) <u>前号の規定にかかわらず、SASE のライセンス期間は対象機器の設置日から 6 年を経過した日をもって終了し、更新することができません。なお、当社は、SASE のライセンス期間満了日の到来を契約者に通知する義務を負いません。</u> (4) <u>契約者は、メーカーの対象機器のサポートライセンス等の提供が終了する可能性があることをここに確認します。メーカーが対象機器のサポートライセンス等の提供を終了した場合、当該終了日をもって本契約は当然に終了します。</u>
第 5 条	第 4 条 (センドバック保守) 1. 当社は、GateCare Plus の契約者に対して、故障した対象機器の代替機を当社の営業日に契約者に発送する方法によりセンドバック保守を実施するものとします。なお、GateCare Plus の契約者がオンサイト保守を受けようとするときは、別途、追加費用を当社に支払うものとします。 2. 契約者は、対象機器の代替機の受領後、速やかに当社の指定する場所へ故障した対象機器を送付するものとします。この場合、送料は契約者が負担するものとします。	<u>第 5 条 (GateCare Plus の対象機器のセンドバック保守)</u> 1. <u>当社は、GateCare Plus の対象機器が故障したときに代替機を当社の営業日に契約者に発送する方法でセンドバック保守を実施します。送料は、当社負担とします。なお、GateCare Plus の契約者がオンサイト保守を受ける</u>ときは、別途、追加費用を当社に支払うものとします。 2. 契約者は、<u>当社から対象機器の代替機を受領した後</u>、速やかに当社の指定する住所宛に故障した対象機器を送付します。送料は契約者の負担とします。
第 6 条		<u>第 6 条 (対象機器の取扱い)</u> 1. <u>契約者は、対象機器を使用するにあたり、次の各号を遵守するものとします。</u> (1) <u>対象機器の使用説明書で禁止されていることを行わないこと。</u> (2) <u>対象機器を分解又は改造をしないこと。</u> (3) <u>あらかじめ当社の許可を得ないで、対象機器の貸与、譲渡、担保権の設定その他の処分をしないこと。</u> (4) <u>あらかじめ当社の許可を得ないで、対象機器の停止、移動、取り外しを行わないこと。</u> (5) <u>当社が対象機器本体に貼り付けた識別シールをはがさないこと。</u> (6) <u>日本国外で対象機器を使用しないこと。</u> (7) <u>その他、前各号に準ずる行為をしないこと。</u> 2. <u>契約者が前項に反する取扱いにより対象機器が故障又は滅失した場合、別途、当該機器の修理又は交換に係る追加費用を当社に支払うものとします。</u>
第 7 条	第 5 条 (本サービスの適用外となる事項) 1. 次の各号により対象機器が故障した場合は、本サービスの適用外となります。契約者が、次の各号により故障した対象機器の保守を受けるときは、有償での対応となります。 (1) 当社又は対象機器の製造者以外の者が、対象機器を分解し、改造し、落下させ又は水没させる等の不適切な取扱いを行ったことにより、対象機器が故障した場合 (2) 地震・台風・洪水・竜巻・落雷・騒乱等の天災事変その他の不可抗力により、対象機器が故障又は滅失した場合 (3) 停電からの復旧時等に対象機器に過電流又は過電圧がかかった場合 2. 次の各号は、本サービスの適用対象外となります。	<u>第 7 条 (本サービスの適用外となる事項)</u> 1. 次の各号により対象機器が故障又は滅失した場合は、本サービスの適用外となります。契約者が、次の各号により故障又は滅失した対象機器の保守を受けるときは、別途、追加費用を当社に支払うものとします。また、次の各号が原因で契約者が損害を被った場合においても、当社は責任を負いません。 (1) <u>契約者が前条第 1 項各号のいずれかに違反した場合</u> (2) <u>対象機器が落下した場合など、対象機器に強い振動又は衝撃が加わった場合</u> (3) <u>対象機器が水没した場合</u> (4) <u>第 22 条に規定される不可抗力が発生した場合</u> (5) <u>停電からの復旧時等に対象機器に過電流又は過電圧がかかった場合</u> (6) <u>契約者が、当社が指定していないファームウェアの修正プログラム又はバージョンア</u>

		<u>ッ プ プ ロ グ ラ ム を 適 用 し た 場 合</u> 2. 次の各号は、本サービスの適用対象外です。
	第 6 条（契約の申込） 1. 本サービスに係る契約（以下「本契約」といいます）を申し込む者は、本申込書を当社に提出するものとします。 2. 当社は、本契約の申込をお受けできないことがあります。	
第 8 条	第 7 条（サービス利用のための必要事項） 2. 契約者は通信環境及びその設定に関する情報等（契約者の他の拠点及び契約者の関係会社等の VPN の情報を含みます）を当社に開示することに協力するものとし、当該開示情報に変更が生じた場合は、速やかに通知するものとします。	第 8 条（サービス利用のための必要事項） 2. 契約者は通信環境及びその設定に関する情報等（契約者の他の拠点及び契約者の関係会社等の VPN の情報を含みます）を当社に開示することに協力し、当該開示情報に変更が生じた場合は、速やかに当社へ通知します。
第 9 条		第 9 条（契約の申込） <u>1. 本サービスに係る契約（以下「本契約」といいます。）を申し込む者は、当社に申込書を提出します。</u> <u>2. 当社は、本契約の申込をお受けできないことがあります。</u> <u>3. 当社が契約者からの本契約の申込を承諾したときに本契約は成立します。</u>
第 10 条	第 8 条（契約者情報の変更） 2. 当社が、契約者登録情報の住所、電話番号又は電子メールアドレス宛に通知したときは、当該通知は通常到達すべきときに到達したものとみなされます。	第 10 条（契約者情報の変更） 2. 当社が、契約者登録情報の住所、電話番号又は電子メールアドレス宛に通知したときは、当該通知は通常到達すべきときに到達したものとみなします。
第 11 条	第 9 条（権利義務の譲渡等） 第 10 条（対象機器の取扱い） 1. 契約者は、対象機器を使用するにあたり、次の各号を遵守するものとします。 (1) 対象機器の使用説明書で禁止されていることを行わないこと。 (2) あらかじめ当社の許可を得ないで、対象機器の貸与、譲渡、担保権の設定その他の処分をしないこと。 (3) 対象機器を当社の承諾なしに停止、移動、取り外し、変更、分解又は損壊をしないこと。 (4) 当社が対象機器本体に貼り付けた識別シールをはがさないこと (5) 日本国外で対象機器を使用しないこと。 2. 契約者が前項に反する取扱いにより対象機器が故障又は滅失した場合、別途、当該機器の修理又は交換費用を当社に支払うものとします。	第 11 条（権利義務の譲渡等）
12 条	第 11 条（利用料金） 1. 当社は、契約者に対し、本サービスの利用料金（以下「本利用料金」といいます。）を、本サービスを提供した月の翌月に請求するものとし、契約者は、本申込書に定める期日までに、当社が指定する方法により本利用料金を支払うものとします。 2. 当社が本サービスを開始するのに必要な設定を完了し、契約者が検収を完了した日の翌月 1 日をもって本利用料金の課金開始日とします。 3. 本利用料金のうち本サービスの月額費用は本申込書に定めるとおりとし、課金開始日から当該サービスを提供した最後の日までの期間に係る本サービスについて発生します。 4. 課金開始日又は本サービスの提供終了日が暦月の途中にあった場合であっても、当該月の本サービスに係る月額費用は 1 ヶ月分とし、日割り計算は行わないものとします。 5. 当社は、経済情勢の変化、物価変動、天災地変、又は法令の制定若しくは改正等その他著しい状況の変化があった場合には、3 ヶ月以上前に当社のホームページに掲載する等の方法により契約者に対して事前に告知を行うことで本利用料金を変更することができるものとします。 6. 本利用料金のうち本サービスの初期費用は以下の各号のとおりとします。 8. 契約者が、山間部、離島等の遠隔地その他の当社の指定する地域において、本サービスの利用を希望するときは、別途当社に費用を支払うものとします。 第 12 条（GateCare 対象機器のライセンス） 契約者が GateCare にお申し込みの場合で、対象機器が Check Point Software Technologies 社の Check Point シリーズ、Fortinet 社の FortiGate シリーズ又は Clavister 社の Clavister シリーズのときは、次の各号が適用されます。	第 12 条（利用料金） 1. 当社は、契約者に対し、本サービスの利用料金（以下「本利用料金」といいます。）の請求書を、本サービスを提供した月の翌月に発行します。契約者は、本申込書に定める期日までに、当社が指定する方法で本利用料金を支払うものとします。 2. 当社が本サービスの開始に必要な設定を完了し、契約者が検収を完了した日の翌月 1 日をもって本利用料金の課金開始日とします。 3. 本利用料金のうち本サービスの月額費用は本申込書に定めるとおりとし、課金開始日から当該サービスを提供した最後の日までの期間発生します。 4. 課金開始日又は本サービスの提供終了日が暦月の途中にあった場合であっても、当該月の本サービスに係る月額費用は 1 ヶ月分とし、日割り計算を行ないません。 5. 当社は、経済情勢の変化、物価変動、天災地変、又は法令の制定もしくは改正等その他著しい状況の変化があった場合には、3 ヶ月以上前に当社のホームページに掲載して告知することで本利用料金を改定することができます。 6. 本利用料金のうち本サービスの初期費用は以下の各号のとおりです。 8. 契約者が、山間部、離島等の遠隔地その他の当社の指定する地域において、本サービスを利用するときは、別途当社に追加費用を支払うものとします。

	(1) 対象機器のメーカーサポートライセンス又は UTM バンドル版ライセンス（以下、総称して「サポートライセンス」といいます）は、対象機器に応じて Check Point Software Technologies 社、Fortinet 社又は Clavister 社が契約者に対して付与するものとなります。 (2) 当社は、サポートライセンスの期間満了 2 ヶ月前までに、更新に関する事項を契約者に通知するものとします。					
第 13 条	(3) サポートライセンスの期間満了 1 ヶ月前までの間に、契約者又は当社から相手方に対して契約終了又は契約条項改定の意思表示がなかった場合、サポートライセンスは通知に記載の条件にて更新されるものとします。 (4) 契約者は、対象機器のメーカーが、サポートライセンスの提供を終了させる可能性があることをここに確認します。対象機器のメーカーがサポートライセンスの提供を終了させたときは、同終了日をもって、本契約は当然に終了するものとします。 (5) サポートライセンスの料金は、初回契約時においては、契約者が当社に支払う対象機器の料金に含まれるものとし、更新時においては、契約者が当社に対して通知に記載の料金及び支払方法にて支払うものとします。	第 13 条（違約金等） 1. 契約者が本契約を満了前に中途解約したときは、違約金として本契約の残余期間に係る月額費用等を直ちに当社に支払うものとします。また、契約者が自らの責めに帰すべき事由によって当社から本契約を解除されて、本契約が満了前に終了したときも同様とします。 2. 契約者は、第 2 条第 2 項、第 3 条第 3 項、第 5 条第 1 項、第 6 条第 2 項、第 7 条第 1 項又は第 12 条第 8 項に基づき、別途追加費用を負担することを約して当社に申し込んだオンサイト保守作業又はサポートについて、作業予定日の確定後は作業日の変更又は作業の中止（以下総称して「日程変更等」といいます。）をすることができません。 3. 前項の規定にかかわらず、契約者が、<u>日程変更等をするときは、次表に定める違約金を当社に支払うものとします。</u> <table><tr><td>契約者が作業予定日の前営業日までに日程変更等を当社に申し出た場合</td><td><u>10,000 円（税別）</u></td></tr><tr><td>契約者の都合によって、作業予定日の当日に作業日の変更又は作業が中止となった場合</td><td><u>25,000 円（税別）</u></td></tr></table> 4. 前項の規定にかかわらず、日程変更等によって、前項の違約金を超過する損害が発生した場合、当社は、当該超過部分相当の損害賠償を契約者に請求することができます。	契約者が作業予定日の前営業日までに日程変更等を当社に申し出た場合	<u>10,000 円（税別）</u>	契約者の都合によって、作業予定日の当日に作業日の変更又は作業が中止となった場合	<u>25,000 円（税別）</u>
契約者が作業予定日の前営業日までに日程変更等を当社に申し出た場合	<u>10,000 円（税別）</u>					
契約者の都合によって、作業予定日の当日に作業日の変更又は作業が中止となった場合	<u>25,000 円（税別）</u>					
第 14 条	第 13 条（契約期間） 1. 本契約の契約期間は、課金開始日を起算日とし、起算日から 1 年を経過した日を本契約の満了日とします。（初日不参入） 2. 前項の規定にかかわらず、本契約期間満了日の 1 ヶ月前までに、契約者又は当社が相手方に対して本契約終了又は契約条項改定の意思表示をしないときは、本契約は 1 年間同一条件にて更新されるものとし、以降も同様とします。ただし、本契約は、対象機器のメーカーのサポートの終了日をもって終了するものとし、以後は更新されないものとします。 3. 前項の規定にかかわらず、最長保守期間が定められている対象機器については、最長保守期間の到来をもって、本契約は終了するものとします。 4. 契約者は、当社に解約届を提出することにより、解約届の提出日の翌月末日をもって、本契約を解約することができるものとします。 5. 前項の手続き又は第 19 条（契約の解除）に該当する事由により、本契約の満了日の前に本契約の全部又は一部が終了したときは、契約者は、当社に対し、直ちに、本サービスの残余月の本利用料金を違約金として支払うものとします。ただし、本契約の通算の契約期間が 1 年を超えた場合、違約金は発生しないものとします。 6. 契約者が廃棄又はリース契約の終了等の理由により対象機器を使用しなくなったときは、速やかに当社に通知するものとします。契約者が当該通知を怠った場合は、対象機器を利用していない期間中も、月額費用は課金されるものとします。	第 14 条（契約期間） 1. 本契約の契約期間の開始日及び終了日は、以下の各号のとおりです。 (1) 契約期間の開始日：本契約の成立日 (2) 契約期間の満了日：課金開始日から 1 年を経過した日（初日不算入） 2. 本契約の契約期間の満了日の 1 ヶ月前までに、契約者又は当社が相手方に対して本契約終了又は契約条項改定の意思表示をしないときは、本契約は自動的に 1 ヶ月間同一条件にて更新され、以降も同様とします。ただし、対象機器のメーカーのサポートの終了日をもって本契約は終了します。 3. 前二項の規定にかかわらず、契約者は、最長保守期間が定められている対象機器について、最長保守期間を<u>超えて保守を受けることはできません。</u> 4. 契約者は、<u>解約日の 1 ヶ月前までに</u>当社に解約届を提出して、本契約を中途解約することが<u>できます</u>。ただし、本契約の<u>解約処理日は月の末日に限られ、契約者は、月の途中で本契約を解約することができません。</u> 5. 契約者が本契約を中途解約したときは、第 13 条第 1 項に基づいて違約金が発生します。 6. 契約者が廃棄又はリース契約の終了等の理由により対象機器を使用しなくなったときは、速やかに当社に通知します。契約者が当該通知を怠った場合は、対象機器を利用していない期間中も、月額費用は課金<u>されます</u>。				
第 15 条	第 14 条（再委託） 1. 当社は、本契約の義務の履行の一部又は全部を第三者に委託することが<u>できるものとします</u>。 2. 当社は、前項に基づいて第三者に委託する場合、本契約により自らが負うのと同等の義務を当該委託先に課すものとし、当該委託先の行為についても、相手方に対して 22 条（損害賠償責任）で定める責任を負うものとします。	第 15 条（再委託） 1. 当社は、本契約の義務の履行の一部又は全部を第三者に委託することが<u>できます</u>。 2. 当社は、前項に基づいて第三者に委託する場合、本契約により自らが負うのと同等の義務を当該委託先に課し、当該委託先の行為についても、相手方に対して第 24 条（損害賠償責任）で定める責任を負います。				
第 16 条	第 15 条（機密保持） 2. 前項の規定にかかわらず、契約者及び当社は、以下の各号に該当する場合は、秘密情報を必要最小限の範囲内で開示することが<u>できるものとします</u>。	第 16 条（機密保持） 2. 前項の規定にかかわらず、契約者及び当社は、以下の各号に該当する場合は、秘密情報を必要最小限の範囲内で開示することが<u>できます</u>。				

	3. 第 1 項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除外するものとします。ただし、個人情報については個人情報保護法等の関連する法令を遵守して取り扱うものとします。	3. 第 1 項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除外されます。ただし、個人情報については個人情報の<u>保護に関する法律等（以下、「個人情報保護法等」といいます。）</u>の関連する法令を遵守して取り扱うものとします。
	4. 契約者及び当社は、秘密情報の複製物についても秘密情報と同等に取り扱うものとします。 5. 契約者及び当社は、相手方から要求されたとき、又は本契約が終了したときは、相手方から受領した秘密情報及びその複製物を廃棄、もしくは相手方に返却しなければならないものとします	4. 契約者及び当社は、秘密情報の複製物についても秘密情報と同等に<u>取り扱います</u>。 5. 契約者及び当社は、相手方から要求されたとき、又は本契約が終了したときは、相手方から受領した秘密情報及びその複製物を廃棄、もしくは相手方に返却<u>する</u>ものとします
第 17 条		<u>第 17 条（個人情報の取扱い）</u> <u>1. 契約者は、下記 URL の「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に同意します。</u> <u>URL: https://www.startiallead.co.jp/privacy/</u> <u>2. 契約者及び当社は、個人情報保護法等を遵守します。</u>
第 18 条	第 16 条（電気通信設備の保守等のための一時停止） 当社は、次に掲げる事由があるときは、事前に契約者に通知の上、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止することがあります。ただし、緊急かつやむを得ない場合は事前の通知を要しないものとします。	<u>第 18 条（電気通信設備の保守等のための一時停止）</u> 当社は、次に掲げる事由があるときは、事前に契約者に通知の上、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止することがあります。ただし、緊急かつやむを得ない場合は事前の通知<u>は不要</u>とします。
第 19 条	第 17 条（利用の停止）	<u>第 19 条（利用の停止）</u>
	(4) 第 8 条（契約者情報の変更）の規定に違反したとき	(4) 第 <u>10</u> 条（契約者情報の変更）の規定に違反したとき
第 20 条	第 18 条（本サービスの廃止） 当社は 3 ヶ月前までに、書面にて契約者に通知することにより本サービスを終了させることができるものとします。 第 19 条（契約の解除） 1. 当社は、契約者が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告も要せず直ちに本契約の全部もしくは一部を解除することができます。本条に基づく本契約の解除の効果は解除日より将来に向かって効力を有するものとし、遡及しないものとします。 (1) 当社に対する債務の支払いを怠ったとき (2) 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき (3) 手形もしくは小切手が不渡りとなったとき、銀行取引停止処分を受けたとき又は支払停止もしくは支払不能の状態におちいったとき (4) 第三者より差押え、競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき。 (6) 解散の決議をしたとき (7) 資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき (8) 違法に、又は公序良俗に反する態様にて当該サービスを利用したとき (9) 本サービスを直接又は間接に利用する第三者又は当社に対し、支障を与える態様にて本サービスを利用したとき (10) 当社又は本サービスの信用を毀損するおそれがある態様で本サービスを利用したとき (11) 対象機器の所有権又はリースの借手としての地位等の対象機器に関する法的な権利を失ったとき (12) 次条（反社会的勢力でないことの保証）に違反したとき (13) その他当社が解除するについてやむを得ない事由があると判断したとき 2. 契約者又は当社は、相手方が本契約に違反し、相当の期間を定めてなした催告後もこれが是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。 3. 契約者は、前 2 項のいずれかに該当したときは、当社に対して負う債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちにこれを当社に弁済しなければならないものとします。	<u>第 20 条（本サービスの廃止）</u> 当社は 3 ヶ月前までに、書面にて契約者に通知することにより本サービスを終了させることが<u>できます</u>。

	4. 本契約の解除は、解除事由に該当した当事者への損害賠償請求を妨げないもの とします。	
第 21 条		第 21 条（カスタマーハラスメントの禁止） <u>1. 契約者は、当社に対して、「スターティアホールディングスグループ カスタマー・ハラスメントに対する基本指針」(URL: https://www.startialead.co.jp/customer_harassment/、以下「基本指針」といいます。)に掲げる、カスタマー・ハラスメントに該当し得る行為を行ってはならないものとします。</u> <u>2. 契約者が、前項の規定に違反した場合、当社は基本指針に従い、役務の提供を中止することができます。この場合、当社は契約者に対する債務不履行責任を負いません。</u> <u>3. 当社は、カスタマー・ハラスメントについて、基本指針に従い警察や弁護士等の外部機関と連携するなどして、厳正に対処します。</u>
第 22 条		第 22 条（不可抗力） <u>天災地変、政府又は政府機関の行為、地域の封鎖、火災、嵐、洪水、津波、稲妻、台風、疫病、戦争、紛争状態、テロ、反乱、革命、暴動、爆発、海難、ストライキ、工場閉鎖、サボタージュその他労働争議、交通の寸断、通信回線の障害、停電、エネルギー供給又は統制、サイバー攻撃、その他不可抗力による本契約の全部又は一部（金銭債務を除く）の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者もその責任を負いません。</u>
第 23 条		第 23 条（免責） <u>1. 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性又は適法性を保証しないものとします。</u> <u>2. 当社は、本サービスの通信速度などの品質について、良好な状態で提供しよう商業的に合理的な範囲で努めますが、常に一定の品質が得られることまでを保証するものではありません。</u> <u>3. 当社が第 18 条（電気通信設備の保守等のための一時停止）乃至第 20 条（本サービスの廃止）に基づき、本サービスの利用の中止、利用の停止又は廃止したことが原因で、契約者が損害を被ったとしても、当社は一切の責任を負いません。</u>
第 24 条		第 24 条（損害賠償責任） <u>1. 当社及び契約者が本サービスに関連して負担する損害賠償責任は、相手方が直接かつ現実</u> <u>に被った通常</u> の損害に限られます。当社及び契約者は、間接損害、逸失利益、特別の事情により生じた損害及び本契約に係る紛争の解決に要した相手方の弁護士費用を負担する責任を負いません。 <u>2. 当社の負担する損害賠償責任は、当社の故意又は重過失による場合を除き本サービスの月額費用を上限とします。</u>
第 25 条	第 20 条（反社会的勢力でないことの保証） 2. 契約者又は当社の一方が前項に違反したときは、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約の全部又は一部を解除することが できるものとします 。 3. 前項の規定により本契約が解除された場合、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償 するもの とします。 第 21 条（免責） 1. 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性又は適法性を保証しないものとします。 2. 当社は、本サービスの通信速度などの品質について、良好な状態で提供しよう商業的に合理的な範囲で努めるものとしますが、常に一定の品質が得られることまでを保証するものではありません。 3. 当社が第 16 条（電気通信設備の保守等のための一時停止）乃至第 18 条（本サービスの廃止）に基づき、本サービスの利用の中止、利用の停止又は廃止したことにより、契約者が損害を被ったとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。	第 25 条（反社会的勢力の排除） 2. 契約者又は当社の一方が前項に違反したときは、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約の全部又は一部を解除することが できるものとします 。 3. 前項の規定により本契約が解除された場合、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償します。

	4. 当社の責めに帰さない事由（地震等の自然災害及びテロ・戦争等を含みますが、これらに限られません）により発生した本契約に関連する一切の損害については、当社は一切責任を負わないものとします。 第 22 条（損害賠償責任） 1. 当社が本サービスに関連して負担する損害賠償責任は、発生原因の如何にかかわらず、契約者の直接かつ実際に被った通常の損害に限るものとします。 2. 当社の負担する損害賠償責任は、当社の故意又は重過失による場合を除き本サービスの月額費用を上限とします。	
第 26 条		<u>第 26 条（契約の解除及び期限の利益の喪失）</u> 1. <u>当社又は契約者が次の各号のいずれか一つ以上に該当する場合は、相手方は、何らの催告も要せず直ちに本契約の全部もしくは一部を解除することができます。本条に基づく本契約の解除の効果は解除日から将来に向かってのみ効力を有し、過去に遡及しません。</u> <u>(1) 相手方に対する債務の支払いを怠ったとき</u> <u>(2) 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき</u> <u>(3) 手形もしくは小切手が不渡りとなったとき、銀行取引停止処分を受けたとき又は支払停止もしくは支払不能の状態におちいったとき</u> <u>(4) 第三者より差押え、競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき</u> <u>(5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき。</u> <u>(6) 解散（合併による場合を除く）の決議をしたとき</u> <u>(7) 資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき</u> <u>(8) 違法に、又は公序良俗に反する態様にて当該サービスを利用したとき</u> <u>(9) 本サービスを直接又は間接に利用する第三者又は当社に対し、支障を与える態様にて本サービスを利用したとき</u> <u>(10) 相手方の信用を毀損するおそれがある態様で本サービスを利用したとき</u> <u>(11) 契約者が対象機器の所有権又はリースの借手としての地位等の対象機器に関する法的な権利を失ったとき</u> <u>(12) 第 25 条（反社会的勢力の排除）に違反したとき</u> <u>(13) その他契約を解除するについてやむを得ない事由があると客観的に判断されるとき</u> 2. <u>契約者又は当社は、相手方が本契約に違反し、相当の期間を定めてなした催告後もこれが是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができます。</u> 3. <u>契約者又は当社は、前 2 項のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を喪失し、直ち相手方に対する債務を履行しなければなりません。</u> 4. <u>本契約の解除は、解除事由に該当した当事者への損害賠償請求を妨げません。</u>
第 27 条	第 23 条（残存条項） 第 9 条（権利義務の譲渡等）、第 15 条（機密保持）、第 21 条（免責）、第 22 条（損害賠償責任）、第 24 条（準拠法）<u>及び第 25 条（管轄裁判所）</u>は、本契約の終了後も有効に存続するものとします。	<u>第 27 条（残存条項）</u> 第 <u>11</u> 条（権利義務の譲渡等）、第 <u>13 条（違約金等）</u>、第 <u>16 条（機密保持）</u>、第 21 条（<u>カスタマーハラスメントの禁止</u>）、第 24 条（<u>損害賠償責任</u>）、第 <u>25 条（反社会的勢力の排除）</u>第 3 項及び第 4 項、第 26 条（<u>契約の解除及び期限の利益の喪失</u>）、本条、第 <u>28 条（準拠法）並びに第 29 条（管轄裁判所）</u>は、本契約の終了後も有効に存続します。
第 28 条	<u>第 24 条（準拠法）</u> 本契約は、日本法に準拠し、日本法により解釈<u>されますものとします</u>。	<u>第 28 条（準拠法）</u> 本契約は、日本法に準拠し、日本法により解釈<u>されます</u>。
第 29 条	<u>第 25 条（管轄裁判所）</u>	<u>第 29 条（管轄裁判所）</u>
<u>2025 年 7 月 1 日 改訂</u>		